

利水サポート団体募集要項

1 利水サポート団体の概要

「利水サポート団体」とは、気候変動の影響による異常少雨の発生など将来の渇水リスクの増大に、県を挙げて取り組むため、平成29年4月1日施行の「徳島県治水及び利水等流域における水管理条例」に位置づけられた新たな組織であり、国や県などの行政機関との連携のもとで、節水・渇水対策の推進にあたります。

「利水サポート団体」の認定は、要件を満たす団体を広く募集することとし、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、認定を行います。

「利水サポート団体」に認定されると、県のホームページやイベント等で、水行政を支援する団体として、団体名や企業名をPRさせていただきます。

2 対象となる活動

募集する活動は、国、県及び市町村と連携して行う、次のうち、いずれかの活動とします。

- ① 国、県及び市町村が行う節水及び渇水対策への協力
- ② 節水及び渇水対策に必要な器具、資材又は設備の保管及び提供
- ③ 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する情報又は資料の収集及び提供
- ④ 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する調査研究
- ⑤ 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する知識の普及啓発

なお、活動の要件として、原則として、次の各号に掲げる要件を満たさなければならぬものとします。

- ① 国、県及び市町村が取り組む節水及び渇水対策への協力
 - ・ 国、県及び市町村が取り組む啓発活動などに協力する場合は、当該協力を行う者が人的負担又は金銭的負担を行い、継続的な実施が見込まれること。
- ② 節水及び渇水対策に必要な器具、資材又は設備（以下「器具等」という。）の保管及び提供
 - ・ 渇水時等の器具等の提供については、無償で行うこと。
 - ・ なお、器具等の提供については、河川政策課（以下「担当課」という。）が器具等の希望を受け付けるとともに、調整し、担当課から「利水サポート団体」にあっせんするものとします。
 - ・ また、提供を受けるものが、運搬費及び燃料費など必要な経費の全てを負担するものとし、「利水サポート団体」は、器具等の提供にあたり、提供を受けるものに対して、その破損又は盗難などに対する損害保険の契約を求めることができるものとします。
- ③④⑤ 節水、渇水対策及び再生水等の利用に関する情報又は資料の収集及び提供、調査研究、知識の普及啓発
 - ・ 勉強会や研修会などについては、継続的な開催が見込まれること。
 - ・ 「全日本中学生 水の作文コンクール」など普及啓発に資する活動については、現に活動の実績を有し、かつ、継続的な活動が見込まれること。

3 申請資格

「利水サポート団体」の認定の申請を行うことができるものは、次のいずれかの団体であって、下記要件のいずれにも該当するものとします。

- 一 法人
- 二 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- 三 その他法人でない団体であって、事務所の所在地、代表者の選任方法、総会の運営に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を定めた規約又はこれに準じるものを有しているもの

（要件）

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 宗教活動又は政治活動を主たる活動目的としていないこと。
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

4 申請書類

（1）「利水サポート団体」の認定を受けるために申請を行う団体は、利水サポート団体認定申請書（様式第1号）に、以下に掲げる書類を添えて提出してください。

ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校については、添付書類の提出の必要はありません。

- ①申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- ②申請者が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- ③申請者が法人以外の団体の場合にあつては、規約その他これに準ずるものの写し並びに代表者の住所及び氏名を記載した書類
- ④その他知事が必要と認める書類

（2）申請にあたっての留意事項

- ①提出された書類は、返却いたしません。
- ②申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。
- ③提出された書類は、本審査以外の目的には使用しません。

5 募集期間

認定の申請については、随時、受付を行っています。

6 提出先

以下の提出先に、持参、郵送又はメールにより提出することとします。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後6時15分までとします。

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県 河川政策課 企画・管理担当

メールアドレス kasenseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

電話 088-621-2625

7 審査方法

提出された申請書及び添付書類に基づき、申請資格の確認を行うとともに、活動内容を適切かつ確実にを行うことができるかについて審査を行います。なお、審査にあたっては、必要に応じて、申請を行った団体に対してヒアリングを実施します。

8 結果の通知

- (1) 「利水サポート団体」の認定を受けることとなる団体に対しては、「認定証」を発行します。また、認定団体の名称を県のホームページ等に掲載し、広く周知を行います。
- (2) 「利水サポート団体」の認定を受けることができない団体に対しては、その理由を付して、書面にて通知を行います。

9 認定後の留意事項

- (1) 認定を受けた「利水サポート団体」は、申請した内容の活動を適正かつ確実に実施していただきます。
- (2) 認定の期間は、認定の日から認定の日の属する年度の翌々年度の3月31日までとし、認定期間満了後も引き続き活動を希望する団体は、再度の認定の申請を行うことができるものとします。
- (3) 認定を受けた「利水サポート団体」は、「利水サポート団体」の主たる事務所の所在地、団体の名称及び代表者の氏名に変更があった場合には、その変更の事実が発生した日から30日以内に、利水サポート団体認定事項変更届出書（様式第2号）に、当該変更に係る事項を証する書類を添付し、届け出るものとします。
- (4) 活動の適正かつ確実な実施を確保するために必要な場合には、活動内容について、利水サポート活動報告書（様式第3号）により報告を行っていただきます。
- (5) 認定を受けた「利水サポート団体」が、その活動を適正かつ確実に実施していないことが認められると判断された場合には、その活動の運営の改善に関し必要な措置を講ずるよう、命令します。
- (6) 「利水サポート団体」の活動に対して、県からの助成はございません。

10 認定の取り消し

- (1) 認定を受けた「利水サポート団体」に対して行われる活動の運営についての改善措置命令に違反した場合、その認定が取り消されることがあります。
- (2) 認定を受けた「利水サポート団体」から、当該「利水サポート団体」の認定の取消しの申請が行われれば、その認定は取り消されます。
- (3) 「利水サポート団体」の認定を取り消した場合には、書面にて取消しの通知を行います。

11 問い合わせ先

徳島県 河川政策課 企画・管理担当
電 話 088-621-2625
ファクシミリ 088-621-2870
メールアドレス kasenseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

様式第 1 号（規則第 1 2 条関係）

利水サポート団体認定申請書 年 月 日 徳島県知事 殿 主たる事務所の所在地 申請者 法人等の名称 代表者の氏名 利水サポート団体としての認定を受けたいので、徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第 4 2 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。	
活 動 内 容	
備 考	

注意事項

- 1 「活動内容」欄には、利水に関して実施を予定している活動の内容を具体的に記入し、内容に関する資料があれば添付すること。
- 2 「備考」欄には、予定している利水に関する活動に必要な器具、資材又は設備の保有状況を記入すること。また、これまで利水に関する活動の実績がある場合は、その内容を記入すること。

様式第 2 号（要綱第 1 2 条関係）

利水サポート団体認定事項変更届出書

年 月 日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名

利水サポート団体としての認定に係る事項を変更したので、利水サポート団体の認定及び活動等に関する要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり届け出ます。

認定を受けた年月日 及び番号		年 月 日 番号		
事 項	変更前	変更後	変更の理由	変更年月日
主たる事務所 の所在地				
団体の名称				
代表者の氏名				
備 考				

- 注意事項
- 1 変更のある事項欄のみ記載すること。
 - 2 変更に係る事項を証する書類を添付すること。

利水サポート活動報告書

年 月 日

徳島県知事 殿

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名

令和 年度に実施した利水サポート団体としての活動について、利水サポート団体の認定及び活動等に関する要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

活 動 日	
(活動内容)	

注意事項

- 1 活動状況が分かる資料、写真を添付すること。